

## 事業主の皆さまへ

## 短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大が始まります

平成28年10月1日から、**特定適用事業所**に勤務する**短時間労働者**は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

## 特定適用事業所とは

**同一事業主の適用事業所<sup>注1</sup>の厚生年金保険被保険者数の合計が常時<sup>注2</sup>500人を超える事業所が該当します。**

注1 同一事業主の適用事業所

実際に事業主が同一であるかにかかわらず、次に該当する適用事業所のグループをいいます。

- ・ 法人事業所 …………… 法人番号が同じ適用事業所
- ・ 個人事業所 …………… 現在の適用事業所
- ・ 国・地方公共団体 …… 同一の省、地方公共団体に属する適用事業所

注2 常時

**1年のうち6カ月以上**、厚生年金保険被保険者数の合計が500人<sup>※</sup>を超えることが見込まれる場合

※ 厚生年金第2号～第4号被保険者である共済組合員も含まれます。

## 短時間労働者とは

**勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④のすべてに該当する方をいいます。**

## ① 週の所定労働時間が20時間以上であること




週の「所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が**通常の週に勤務すべき時間**をいいます。(雇用保険の取り扱いと同様です。)

【「所定労働時間」が週単位以外の場合】

- ・ **1カ月単位**で定められている場合  
⇒ 1カ月の所定労働時間を12分の52で除して算定します。  
(特定の月の所定労働時間に例外的な**長短がある**場合は特定の月を除いて算定します。)
- ・ **1年単位**で定められている場合  
⇒ 1年間の所定労働時間を52で除して算定します。
- ・ 1週間の所定労働時間が**短期的かつ周期的に変動**する場合  
⇒ 平均により算定します。


## ② 賃金の月額が 8.8 万円（年収 106 万円）以上であること

 週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた額が、8.8 万円（年収 106 万円）以上である場合となります。ただし、次に掲げるものは除きます。

### 【除外対象】

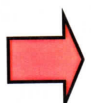
- ・ 臨時に支払われる賃金および 1 月を超える期間ごとに支払われる賃金  
（例. 結婚手当、賞与等）
- ・ 時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金  
（例. 割増賃金等）
- ・ 最低賃金法で算入しないことを定める賃金  
（例. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当）

## ③ 勤務期間が 1 年以上見込まれること

 勤務期間が 1 年以上見込まれる場合とは、次のとおりです。

- ・ 期間の定めがなく雇用される場合
- ・ 雇用期間が 1 年以上である場合
- ・ 雇用期間が 1 年未満である次の場合
  - ・ 雇用契約書に契約が更新される旨が明示されている場合
  - ・ 雇用契約書に契約が更新される旨が明示されていないが、同様の雇用契約で 1 年以上更新された実績がある場合

## ④ 学生でないこと

 生徒または学生は適用対象外となります。（雇用保険の取り扱いと同様です。）

〔 大学、高等学校、専修学校、各種学校（修業年限が 1 年以上の課程に限る）等に在学する生徒または学生 〕

ただし、次に掲げる方は、被保険者となります。

- ・ 卒業見込証明書を有する方で、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の方
- ・ 休学中の方
- ・ 大学の夜間学部および高等学校の定時制（夜間等）課程の方

ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。